



核軍縮に関する国際情勢 (17)

—— 010年NPT再検討会議の成果 ——

大阪女学院大学 教授
IPPNW大阪府支部 特別顧問
黒澤 満

2010年5月3日から28日にかけて、NPT（核不拡散条約）再検討会議がニューヨークの国連本部で開催され、会議は最終文書を採択して閉幕した。最終文書のうち行動計画に関する部分はコンセンサスで採択されたものであり、この意味では会議は成功であったと言える。しかし、すべての参加国が同意できるものであることから、内容は最大公約数的なものとなっていることは否定できない。

本稿では、まず会議直前の状況を検討し、次に会議の流れとそこでの主要な議論を紹介し、最後に核軍縮に関する諸措置がどのように議論され合意されたのか、またそれらは2000年合意からどれほど進展しているのかを検討する。

I 会議の直前の状況

今回の会議は、2005年の会議とは大きく異なり、きわめて友好的ないい雰囲気の中で開始された。これは2009年4月のオバマ大統領のプラハ演説から始まり、5月のNPT再検討会議準備委員会で議題が採択され、9月に核不拡散・核軍縮に関する国連安保理サミットが開催されて決議1887が採択され、12月に核不拡散・核軍縮国際委員会（ICNND）の報告書が出されたという一連の活動が、再検討会議に向けての前向きな影響を与えた。

さらに会議の直前に、米国は核態勢見直し報告書を提出して核軍縮への取組みを強調し、米国とロシアは戦略核兵器を削減する新START（戦略兵器削減）条約に署名し、さらにオバマ大統領のイニシアティブで核テロ対応のための核セキュリティ世界サ

ミットが開催された。これらの一連の動きは、再検討会議の開催に向けてきわめて有益な役割を果たした。

1 米国の核態勢見直し（NPR）報告書

4月6日に発表されたこの報告書は今後5-10年の米核戦略の基本となる文書であり、オバマ政権によるこの報告書は、ブッシュ政権の核態勢を大きく変更するもので、核軍縮に向けての展望を示すものである。特に安全保障戦略における核兵器の役割を低減させることを主張し、NPTを遵守している非核兵器国には核兵器を使用しないこと、新たな核兵器を開発しないことを明言した。さらにCTBT（包括的核実験禁止条約）の批准を追求すること、ロシアとは戦略核兵器に加え戦術核兵器についても協議すること、通常兵器の抑止能力を上げて核兵器の能力を低減することなどを規定している。

2 新START条約

4月8日にオバマ大統領とメドベージェフ大統領は、プラハで新START条約に署名した。これは戦略攻撃兵器の一層の削減と制限に関するもので、7年間でそれぞれの配備核弾頭を1550に削減し、配備運搬手段を700に、配備および非配備運搬手段を800に削減することを定めている。核弾頭数は2002年のモスクワ条約と比較すると30%の削減となる。

この条約は2009年12月に失効した1991年署名のSTART条約の後継となるもので、オバマ政権の下において核削減への実際的な措置が合意されたことで、核軍縮の一層の進展に向けてきわめて有意義な

ものとなっている。これはまた米ロ関係の「リセット」を象徴するもので、今後の一層の削減を期待させるものである。

3 核セキュリティ世界サミット

4月12、13日ワシントンで開催されたこのサミットには47カ国の首脳が参加し、核テロは国際安全保障に対する最も挑戦的な脅威の一つであるとし、すべての脆弱な核物質の安全管理を4年以内に徹底することに合意した。さらに高濃縮ウランの使用を最小化すること、既存の国際約束を完全に履行すること、IAEA（国際原子力機関）の重要な役割を再確認することなどに合意し、次回サミットを2012年に韓国で開催することに合意した。

II 会議の流れと主要な議論

会議は、第1週の初日の午前に開会式を行い、午後からは各国の一般演説が始まり、それは約1週間続いた。第2週および第3週は、各主要委員会に分かれての議論となり、核軍縮に関しては主要委員会Iと補助機関Iで議論が続けられた。第2週の終りに各委員会の議長から最終文書に含まれるべき議長案が提出され、第3週はその議長案を基礎に議論が続けられ、議長案の修正案が何度か出され、さらに議論が続けられた。第3週の終りまたは第4週の初めに各主要委員会・補助機関の最終的な提案が提出された。会議の議長はこれらのすべての提案を一つにまとめた最終文書案を第4週に提出し、それに基づいて議論が行われ、その修正案が示され、会議の最終日に最終文書が採択された。

会議の初日には、議長などの選出や議題の正式な採択があり、また各主要委員会の設置が決定された。補助機関の設置は2日遅れで合意された。主要委員会Iは主として核軍縮を、主要委員会IIは保障措置を、主要委員会IIIは原子力平和利用を取り扱うものである。

補助機関Iは核軍縮と安全保証を、補助機関IIは中東問題を、補助機関IIIは条約のその他の規定を議論するものであった。

バン・キムン国連事務総長は、会議の成功のためには、核軍縮への真の進展、条約の普遍性確保、関連条約の強化、中東問題の進展、関連国連機関の関与が必要であると演説し、天野之弥IAEA事務局長は、北朝鮮、イラン、シリアの保障措置履行問題があること、追加議定書の参加が重要であることを述べた。

その後、一般演説に移り、クリントン国務長官は、違反に対する厳格な対応が必要であると述べるとともに、核軍縮に関連して米国の核兵器の役割と数を低減させるとし、アフリカおよび南太平洋の非核兵器地帯条約の議定書の批准を上院に求めること、および保有する核兵器の数および解体した核兵器の数を公表することを約束した。ロシアは新START条約が世界の利益でもあること、CTBTの早期発効を進め、FMCT（兵器用核分裂性物質生産禁止条約）の交渉開始に勢いを与えるべきだと述べた。フランスは自衛の極端な場合に核兵器の役割を限定すべきであるとし、核不拡散に対して強力で戦うべきだと述べた。中国は核兵器全面禁止条約の締結を含め、段階的行動からなる長期的計画を作成すべきであり、核兵器先制不使用を約束すべきであると述べた。

日本は、核廃絶の明確な約束の再確認、核保有国に核軍縮の追求の要請、核兵器の役割の低減とより強力な消極的安全保証の供与、CTBT早期発効とFMCT交渉早期開始と締結の4点を強調した。

非同盟諸国（NAM）は、核兵器のない世界に向けて核兵器禁止条約の検討を始めるべきであると述べ、新アジェンダ連合（NAC）は、核廃絶の明確な約束の再確認と実際の措置の履行の加速が不可欠であり、明確な枠組みと測定しうるベンチマークをそなえた計画が鍵になると述べた。

III 核軍縮をめぐる議論と最終文書の内容

1 核軍縮全般

(1) 核兵器禁止条約

非同盟諸国は、2025年までに核兵器を廃棄すべきであると主張して「核兵器廃棄のための行動計画」を提出し、法的拘束力ある文書に合意すべきであると述べた。

と主張した。この提案には、非同盟諸国のみならず、スイス、オーストリア、ノルウェーなども支持を表明した。これは2008年のバン・キムン国連事務総長の5項目提案に含まれていたものであり、核兵器国はもちろん反対を表明し、日本など中間国の多くも支持表明をしなかった。

最終文書においては、すべての国は核兵器のない世界の達成・維持に必要な枠組みの設置の努力の必要を承認するという文章の後に、「会議は核兵器禁止条約に関する交渉の検討を提案している国連事務総長の5項目提案に注目する」という形で言及がなされた。

(2) 核兵器のない世界

オバマ大統領の主張する「核兵器のない世界」という文言は一般的に支持され、最終文書のさまざまな個所で言及されている。行動1において、「すべての当事国は、条約および核兵器のない世界を達成するという目的に完全に一致した政策を追求することにコミットする」と文書の最初で言及されている。

(3) 核廃絶の明確な約束

2000年合意の最大の成果であった「核廃絶の明確な約束」は、行動3で、「核兵器の全廃を達成するという核兵器国による明確な約束を履行するに際して、核兵器国は核兵器を削減し究極的に廃棄するための一層の努力を行うことにコミットすると規定されている。

また2000年の具体的軍縮措置が有効であることは、行動5が、「2000年最終文書に含まれる核軍縮に導く措置の具体的進展の加速」について規定している。

(4) 時間的枠組み

厳格な時間的枠組みに核兵器国が反対したため、第1案にあったものはほとんど削除されたが、行動5における具体的軍縮措置については、核兵器国はそれらの約束を2014年の準備委員会に報告すること、2015年の再検討会議が検討し次の措置を審議することが合意された。安全保証とFMCTに関して、「軍縮委員会が2011年会期の終わりまでに議論を開始できないならば、国連総会66会期が議論をどう

追求すべきか決定する」との規定が草案に含まれていたが、最終的には削除された。

2 核兵器の削減

核兵器の削減について、行動3は、「核兵器国は、配備および非配備のすべての核兵器を、一方的、二国間、地域的、多国間の措置によるものを含め、削減し究極的に廃棄するため一層の努力を行うことにコミットする」と規定する。これに呼応して行動5のaでは、「核兵器国は、すべてのタイプの核兵器の世界的ストックパイルの全面的な削減に向けて動くこと」が要請されている。さらに行動4では、米ロが新START条約の早期発効と完全履行にコミットし、一層の削減のため協議することが奨励されている。

ドイツなどは欧州配備の戦術核兵器の撤去を求めて、それに関する議論の開始を強く要求していたが、戦術核兵器の削減の交渉にはロシアが反対し、それらの主張はすべて排除された。2000年最終文書は、具体的核軍縮措置として、第9項3で「非戦略核兵器の一層の削減」を含んでいたため、今回の合意は2000年合意からの後退であると考えられる。

3 核兵器の役割の低減および運用状況の低下

行動5のcは、「あらゆる軍事および安全保障上の概念、ドクトリンおよび政策において、核兵器の役割および重要性をさらに低減させること」を規定しており、行動5のeは、「国際的安定と安全を促進する方法で、核兵器システムの運用状況をさらに低下させることに対する非核兵器国の正当な利益を考慮すること」と規定し、fは、「核兵器の事故による使用の危険を低下させること」を規定している。

2000年文書は、核兵器システムの運用状況の一層の低下および安全保障政策における核兵器の役割の低減を規定していた。

4 軍縮会議での補助機関の設置

行動6は、「すべての国は、軍縮会議が、核軍縮を取り扱う補助機関を即時に設置すべきことに合意

する」と規定しているが、内容は2000年文書の第4項とほぼ同じである。

5 安全保証

非核兵器国に対して核兵器を使用しないという「安全保証」については、「核兵器国から明確で法的拘束力ある安全保証を受けることは非核兵器国の正当な利益である」ことを再確認し、これまでの一方的声明と非核兵器地帯条約議定書を想起して、行動7において、「軍縮会議が、核兵器の使用または使用の威嚇に対して非核兵器国を保証する効果的な国際取決めの議論を始めることに合意」している。また行動8で安全保証に関する現行の約束を尊重すること、それを拡大することが奨励されている。さらに行動9で、非核兵器地帯の議定書で法的拘束力ある安全保証が与えられることから、非核兵器地帯条約および議定書の批准および発効が奨励されている。

2000年文書では、会議は、法的拘束力ある安全保証は核不拡散レジームを強化することに合意しており、2005年会議に向けて準備委員会が勧告をなすことを要請していた。

6 核実験

会議は、核実験の禁止が核軍縮と核不拡散の効果的な措置であることを承認し、CTBT発効の死活的な重要性と、モラトリアムの遵守の決意を再確認し、行動10で、「すべての核兵器国がCTBTを批准することを約束し」、行動11で「現行のすべての核実験モラトリアムが維持されるべきである」と規定している。さらに行動12で、CTBT発効促進会議とそこで採択された措置の貢献を承認し、2011年会議に発効に向けた進展につき報告することにコミットしている。行動13では、CTBTを批准した国は、その発効と履行を促進することを約束している。行動14は、CTBTO準備委員会がCTBT検証レジームを完全に開発することを奨励している。

2000年文書は、CTBTの早期発効のための署名と批准の重要性、および核実験モラトリアムのみを規定していた。今回の合意は、核兵器国による批准が

他国の批准を奨励するものとして言及され、さまざまなレベルで発効を促進するなど規定の内容がきわめて詳細でさまざまな側面が言及されるようになっているが、内容は基本的には以前のものと同様である。

7 核分裂性物質

会議は、FMCTの交渉と締結の緊急の必要性を再確認し、行動15で、「軍縮会議が条約の交渉を即時にはじめるべきことに合意し」ている。行動16は、核兵器国は、軍事的に必要でなくなった核分裂性物質をIAEAに申告しその検証下に置くことを奨励し、行動17はそのための法的拘束力ある検証取決めを開発することを奨励し、行動18は、兵器用核分裂性物質生産工場の解体を奨励している。

2000年合意では、FMCTの軍縮会議での交渉の必要性、および交渉の5年以内の締結が規定され、軍事目的にもはや必要でなくなった核分裂性物質をIAEA検証の下に置くこと、それらの物質を平和的目的のために処分することが規定されていた。したがって、この分野でも規定が若干詳細になっているが、内容は以前のものと同様であり、逆に5年以内に交渉を締結する点は今回は排除されている。

むすび

このように、2010年NPT再検討会議は、形式的には成功であったが、核軍縮の実質的内容に関しては、2000年合意とほとんど変わらず、大きな進展もなく、個々の問題については後退していると思われるものも存在する。

ただ、「核兵器のない世界」を求めるという考えが前面に押し出され、これに関してはコンセンサスが存在しており、核兵器禁止条約についても間接的ではあるが最終文書で言及されているような点では、新たな進展の可能性が存在すると思われる。